

第4章

分野別施策の推進

1. 女性
2. 子ども
3. 高齢者
4. 障害者
5. 同和問題
6. 外国人
7. さまざまな人権分野

第4章 分野別施策の推進

1 女性

ー 男女共同参画社会の実現に向けて ー

(1) 現状と課題

女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かちあい、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最も重要な課題の一つです。

昭和60年に女子差別撤廃条約が批准され、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」が制定されるとともに、平成11年には「男女共同参画社会基本法」（以下、「基本法」という。）が施行されました。これを受け平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定（平成17年「第2次基本計画」、平成22年「第3次基本計画」策定）され、法律や制度面の整備も着実に進んできています。

さらに、平成21年には国際的な動きとして、日本政府に対して国連の女子差別撤廃委員会から、女子差別撤廃条約の具体的な取り組みについて勧告がなされました。

本市では、平成12年に公表した「名古屋市新世紀計画2010」の個別計画として、また、基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、平成13年に「男女共同参画プランなごや21」を、また、その後継計画として平成23年に「名古屋市男女平等参画基本計画2015」を策定するなど、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みをすすめてきました。

このプランは平成14年に施行した「男女平等参画推進なごや条例」に掲げる「女性と男性の人権を尊重すること」、「企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること」をはじめとする6つの基本理念にのっとり、「男女の平等」と「男女の参画」の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための基本的な計画としても位置づけています。

近年の社会・経済情勢の急速な変化に伴ってさまざまな格差が広がっている中で、貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等、さまざまな困難を抱える人々は、それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれています。

また、依然として性差による不利益な取り扱いが、職場・地域・家庭などにおいて発生しています。

さらに、配偶者からの暴力（以下、「DV」という。）（※1）やセクシュアル・ハラスメント（※2）などの人権侵害が年々増加しており、被害者の多くは女性であることから男性への意識啓発や被害者への支援が重要となっています。

このような国内外の動きをふまえ、女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるよう、取り組みの一層の推進に

つとめます。

- ※1 配偶者からの暴力（DV）：配偶者（男性・女性を問わない。事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手も含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。
- ※2 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。地位などを利用し相手の意思に反して性的に言い寄ったり、性的要求をすること、あるいはその他性的な内容を有する言語もしくは身体に対する行為。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
男女平等参画の総合的な推進	男女が共にその個性を尊重し、能力を発揮できる社会を実現するため、男女平等参画に係る基本計画を着実に推進するとともに、幅広く市民に対して男女平等参画に関する意識改革を促します。
男女の人権の尊重	配偶者からの暴力やセクシュアル・ハラスメント等の予防啓発および被害者支援をすすめるとともに、生涯を通じた女性の健康支援やメディアにおける男女の人権尊重に対する働きかけなどをすすめます。
男女平等・男女の自立のための意識改革	男女平等へ向けた啓発および教育・学習を各分野において推進するとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みをすすめます。
方針決定過程への女性の参画	あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、本市の審議会や管理職への女性の登用促進、地域社会・企業・教育機関等における役員・管理職などへの登用の働きかけなど、意思決定・政策立案の場への女性の参画をすすめます。
雇用等における男女平等	雇用における男女の労働価値の公平性を確保するための取り組みのほか、女性の職業能力開発・就業支援や、男女が共に働き続けるための子育て・介護支援をすすめます。
家庭・地域における男女の自立と平等参画	男性の家事・育児・介護等への参画促進をはかるとともに、男女が共にさまざまな地域活動に参画できるよう働きかけをすすめます。

■ 「男女平等参画推進なごや条例」に定める6つの基本理念

- ① 女性と男性の人権を尊重すること
- ② 企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること
- ③ 「男だから」「女だから」といった固定的な性別役割分担意識や制度・慣習等で、社会活動の多様な選択が妨げられないこと
- ④ 女性と男性が、相互の協力と社会の支援のもとに、家庭生活での活動と職場や学校、地域等での活動が両立できること
- ⑤ 女性と男性が、お互いの性を理解し、妊娠・出産等に関して当事者の意見が尊重されること、生涯にわたって健康に生活できること
- ⑥ 国際的な取組を理解し、協調を図ること

2 子ども

— 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて —

(1) 現状と課題

子どもは、本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心、未知の世界への探究心や冒険心を持った、あらゆる可能性を秘めた存在です。また、子どもは、明日の社会を担う「宝」であり、その健やかな成長をはかるよう、社会全体で支援していくことが大切です。

子どもの人権については、平成元年に国連総会において、子どもの人権を地球的規模で守っていかうとする「子どもの権利条約」が採択されました。わが国でも平成6年に批准されています。この条約では、子どもに関するあらゆる差別の廃止、子どもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権などの理念が掲げられ、社会に生かしていくことが求められています。

子どもの人権が尊重される社会を実現するためには、「子どもの権利条約」にあるように、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、「権利の主体」と位置づけ、「最善の利益」を尊重する視点を持つことが必要です。子どもの基本的人権が最大限尊重されるよう、人権教育の推進や相談・支援体制の充実をはかることが大切です。

近年、いじめや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する商業的・性的搾取などの問題に加え、さらに、インターネットの急速な普及により、ネット上で悪質ないじめが行われたり、有害なサイトにアクセスすることで子どもが事件に巻き込まれたりするなど、新たな危険から子どもを守ることも必要となってきています。

増加してきているいじめや児童虐待に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもの安全確認を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見・早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

本市では、平成11年に「笑顔あふれるなごやっ子プラン～名古屋市子育て支援長期指針～」を策定し、その基本目標として「子どもの笑顔があふれるまち名古屋」の実現を掲げ、子育て家庭がいきいきとした暮らしを営み、家庭や地域に子どもの笑顔があふれるまちづくりをめざして、子どもと子育て家庭を支援するための施策を総合的・計画的にすすめてきました。

平成17年には、子どもを安心して生み、育てることができ、子育て家庭が生きがいと夢を持てる環境がつけられるよう、より広い視点から見たもう一段の対策として、「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画）」を策定しました。

また、平成20年には、子どもの権利を保障し、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちな実現をめざして、「なごや子ども条例」を施行しました。

この条例は、「子どもの権利条約」を基本として、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを目的としており、子どもの権利とその権

利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めています。

平成 22 年 3 月には、「なごや子ども条例」に基づく「子どもに関する総合的な計画」を「なごや子ども・子育てわくわくプラン（名古屋市次世代育成行動計画・後期計画）」と兼ねて策定しました。この計画では、「子どもの健やかな育ちと若者の自立を社会全体で支えるまちなごや」の実現を基本理念とし、子ども・若者、子育て家庭、社会についてめざす姿を掲げています。

また、平成 25 年 4 月には「児童を虐待から守る条例」が施行されました。

この条例は、子どもの心身の健やかな成長および発達のために、子どもを虐待から守ることについての基本理念を定め、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有や提供、通告に関する子どもの安全の確認や虐待を受けた児童等に対する支援などについて定めています。なお、本市では、国が定める 11 月に加え、条例で 5 月も児童虐待防止推進月間としています。

さらに、同年 9 月には、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

この法律は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子どもの人権を守るため、社会全体で子どもが健やかに育つ環境づくりを推進します。
子どもが健やかに育つ環境づくり	子育てを支援するため、相談援助体制の充実をはかるなど、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに取り組むとともに、いじめや児童虐待などに対して、地域の人々や関係機関などとの連携・協力のもと、その発生防止、早期発見・早期対応のための体制の強化をはかります。また、子どもや若者が、自ら意欲を持って社会的自立に向かえるよう支援します。
虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護	いじめや児童虐待などの被害を受けた子どもの心のケアに取り組むとともに、虐待を行った保護者に対する指導を実施し、保護を必要とする子どもと家庭に対して相談・支援を実施します。
人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進	「子どもの権利条約」や「なごや子ども条例」の趣旨や内容の周知およびその精神を生かした人権教育などの施策の推進をはかり、お互いの人権を認めあう人間性豊かな子どもの育成につとめます。

3 高齢者

－ 高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて －

(1) 現状と課題

現在わが国においては、急激な速度で高齢化が進行し、人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は世界的に見て最も高い水準に達しています。

本市では、高齢社会に向けた全庁的な取り組みを推進するため、昭和 60 年に「名古屋市高齢化対策長期指針～なごやかライフ 80～」を策定しました。この指針は、「人間の尊厳の確保」を基本理念に、高齢社会を展望した市政運営の方向性を明らかにした初めての長期指針であり、これを受けて、昭和 63 年に「なごやかライフ推進プラン」を策定しました。

平成 7 年には「高齢社会対策基本法」が制定され、すべての国民が長寿を喜びあい、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成をめざすこととしました。

平成 12 年には介護保険制度が開始され、介護を社会全体で支えることによって家族による介護の負担を軽減するとともに、行政がサービスを決定する従来の仕組みから、介護を必要とする高齢者の希望と選択により、幅広いサービスを利用できる仕組みへと変わりました。

また、名古屋市高齢化対策長期指針をふまえ、すべての高齢者が長寿を喜びあい、いきいきとした高齢期を過ごすことができる社会の実現をめざす「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～はつらつ長寿プランなごや2000」を平成12年に策定しました。

この計画は、3年ごとに見直しを行うこととされ、平成23年度に4回目の見直しを行い、平成24年度から26年度までを計画期間とする第5期計画に基づき、介護基盤の整備をはじめとした高齢者の保健福祉全般の施策の充実をはかっているところです。

本市における高齢化率は平成 20 年には 20%を超え、平成 25 年には全国で 25%を超えるなど、高齢化がますます進展しています。また、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。

こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確に対応していくことが重要です。

一方で、おおむね健康又は病気などがあっても自立した日常生活を営んでいる高齢者は、約 8 割を占めています。高齢者が生きがいを感じながら、健康でいきいきとした高齢期を実現できるよう、生きがいづくりの支援や活動の場の提供につとめていく必要があります。

高齢者の人権に関わる問題としては、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが重要であることなどから、平成 18 年 4 月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および適切な養護者に対する支援を行うため、国、地方公共団体、国民、高齢者の福祉に関係のある団体および従事者等の責務について定めています。

多年にわたって社会の進展に寄与してきた高齢者が、人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで安らぎのある人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

(2) 施策の基本的方向

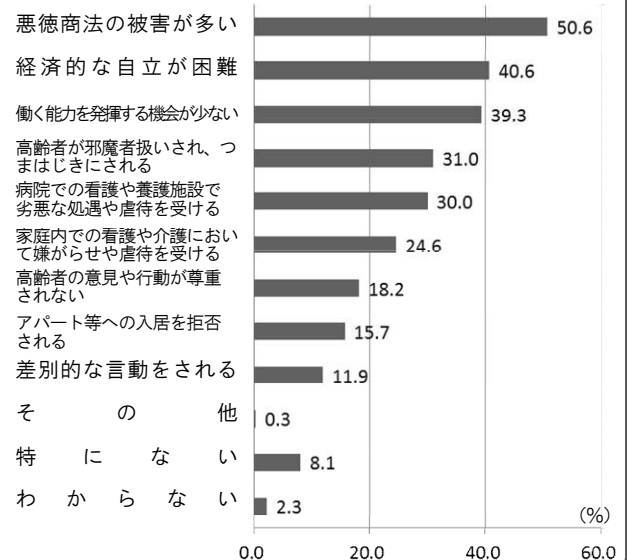
主な施策	基本的方向
生きがいを感じられる生活への支援	就業、文化活動、地域活動、ボランティア活動などを通じて、高齢者の生きがいを高め、自己実現と社会参加をはかることができるよう支援します。
地域で安心して暮らし続けるための支援	医療や介護、予防、生活支援、住まいなどのサービスの充実につとめ、自立して生活するには不安のあるひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、高齢者に対する人権侵害を防止するための啓発をすすめます。
生活の場と住宅の供給	住宅のバリアフリー化などを通じて高齢者の生活に配慮した住宅の供給や情報提供につとめます。
介護サービスの供給体制の整備および質の確保	安心して介護が受けられるよう介護サービスの供給体制を整備するとともに、質の確保をはかります。

■ “高齢者に関する人権問題”

平成 24 年度に内閣府が行った「人権擁護に関する世論調査」で、「高齢者に関して、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」をたずねたところ、「悪徳商法の被害が多いこと」が 50.6%、「経済的な自立が困難なこと」が 40.6% となるなど経済的な人権問題が上位となっています。

これら以外にも、病院内や養護施設、家庭内で虐待を受けることという回答が大きな割合となっています。

【人権擁護に関する世論調査】（平成 24 年度、内閣府）



4 障害者

－ 障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて －

(1) 現状と課題

障害のある人もない人も共に生きる社会を実現していくためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者に対する社会的障壁を除去することが重要になります。

こうしたことを踏まえ、障害の有無にかかわらず地域で共に生活できるよう、障害者に対する個別の支援を実施するとともに、社会生活における物理的・心理的な障壁をなくすバリアフリーの取り組みを進めています。

平成14年、国は障害者施策の基本的方向を定めた「障害者基本計画」および重点的に実施する施策・目標を定めた「重点施策実施5か年計画」（新障害者プラン）を策定しました。

本市においても平成16年、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画と位置づけた「名古屋市障害者基本計画」を策定しました。

さらに平成18年には「障害者自立支援法」が施行され、身体障害者、知的障害者、精神障害者共通の制度が整備されました。

本市では「障害者自立支援法」に基づき、障害者等の自己決定と自己選択の尊重などの基本理念のもと、障害福祉サービスの種類ごとに必要な見込量やその確保方策などを定める「名古屋市障害福祉計画」を平成19年に策定し、平成21年には「第2期名古屋市障害福祉計画」を策定しました。さらに平成24年には、第2期の実績等を踏まえ「第3期名古屋市障害福祉計画」を策定し、福祉施設や医療機関から地域生活への移行や、福祉施設から一般企業などへの就労移行、地域生活支援の充実に取り組んでいます。

また、平成18年には国連総会において、障害者の基本的人権を促進・保護することなどを目的とする「障害者の権利に関する条約」が採択されました。わが国は平成19年にこの条約に署名し、批准に向けて国内法整備をしてきました。平成23年に障害者基本法の一部を改正、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成25年には障害者自立支援法に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行され、さらに平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が成立したことから、平成26年1月20日に「障害者の権利に関する条約」を批准するに至りました。その結果、条約の効力発生後2年以内の国連への報告や4年ごとの報告が義務付けられました。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」は、平成28年4月の施行が予定されており、引き続き国の動向を注視しながら適切に対応していきます。

障害者に対する医療、介護に関する技術および制度等に進歩がある中、医療も含めた専門性の高い支援を必要とする重度障害者や重症心身障害児者の増加や、障害者自身とその介護者の高齢化が進行

している状況があります。

また、就労を希望する障害者数は増加してきているものの、現実の雇用や就業状況はたいへん厳しいものとなっています。

このような状況の中、障害者による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっており、障害者が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、必要なサービスや社会資源の充実、福祉基盤の整備など、総合的・体系的な施策の推進が重要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
地域における生活の支援	障害者が必要な障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、身近な場所での相談支援機能を充実するとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援など、サービスの充実をはかります。また、福祉施設入所者や入院中の精神障害者の地域生活への移行支援をはかります。
重症心身障害児者への支援の充実	在宅の重症心身障害児者が、引き続き地域で生活するため、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかるほか、医療ケアや専門的療育の充実をはかります。
障害者の就労支援	就労の促進をはかるため、職場開拓など一般企業への働きかけを通じ、就職や職場定着などの支援をすすめるほか、障害者雇用促進企業の増加をはかります。また、授産施設などの工賃の向上をはかるため、授産製品の利用を促進します。 特別支援学校において職業自立に結びつく就労支援の充実をはかります。
意識のバリアフリーの推進	障害や障害者に対する理解を深めるため、広く市民への広報・啓発活動を実施します。
障害者の学習機会および特別支援教育の充実	個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備するインクルーシブ教育システム(※)構築の考え方を取り入れた特別支援教育を進めるとともに、学習機会の充実をはかります。

※ インクルーシブ教育システム (inclusive education system) : 人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神のおよび身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者となない者がともに学ぶ仕組み。障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

5 同和問題

－ 同和問題の早期解決に向けて －

(1) 現状と課題

同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。具体的には、同和地区や被差別部落など関係地域の出身であることや、そこに住んでいることなどにより、いわれなき差別や不利益を受け、人間としての尊厳がおびやかされてきました。

この問題への正しい理解と認識が重要であるにもかかわらず、最近では、インターネットなど電子空間上においてプライバシーを侵害したり差別を助長したりする書き込みが行われ、不動産取引に係る土地調査における差別事象や戸籍や住民票の不正取得による人権侵害など新たな問題も生じています。

昭和 40 年に同和対策の基礎となる同和対策審議会の答申が出され、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であると位置づけられました。

国や地方公共団体においては、同和問題解決の緊急性、重大性に鑑み、特別対策として、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の充実および基本的人権の擁護などを内容とする総合対策を実施し、較差の是正や問題解消に向けての取り組みがすすめられてきました。

本市においても、昭和 50 年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」を策定して、同和対策事業を市政の重要な柱として位置づけ、昭和 51 年には同和教育を推進するための「名古屋市同和教育基本方針」を策定するなど、総合的・計画的に課題解決とそのための事業を実施してきました。

こうした取り組みにより、物的な基盤整備は、急速に進展し、実態的な差別解消に向けて、大きな成果と実績を挙げることができました。

しかし、社会経済状況の変化もあいまって、教育、就労、産業などの分野においては、なお、いくつかの課題があり、粘り強く較差解消と同和問題の解決をはかっていく必要があります。

一方、同和問題に関する取り組みの一つとして、本市が定期的実施している「同和問題についての市民意識調査」では雇用や結婚に際して、差別意識の解消と人権意識高揚の課題が明らかになっています。人柄や能力とは関係ない事柄で人を評価する身元調査（聞き合わせ）は、人権を侵害し、許されないことですが、依然として肯定する人がいます。こうした中で、同和問題の解決のために「啓発活動や教育を推進する」ことの重要性が指摘されています。

市民の一人ひとりがさまざまな場や機会を通して、同和問題についての正しい理解と認識を深めることにより、人権が尊重され、差別や偏見がない地域社会を実現していくことが、引き続き、重要な課題となっています。

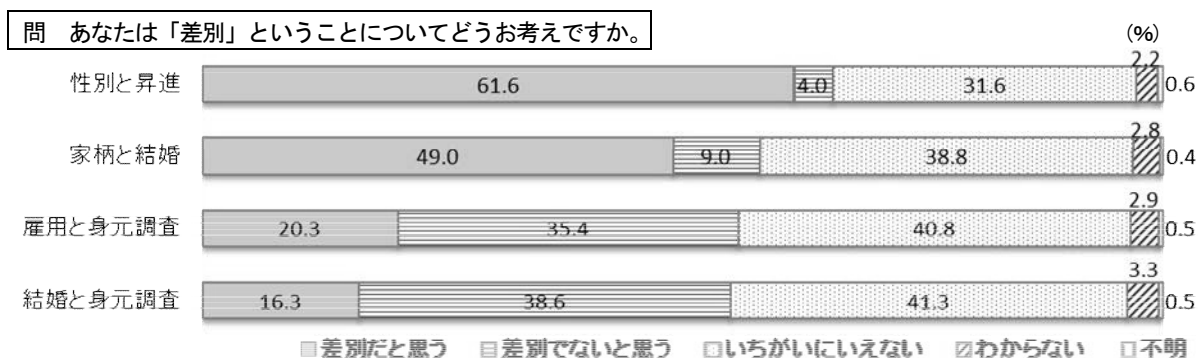
同和問題の解決は、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みと一体的に推進されてこそ、大きく前進していくこととなります。このため、他の人権分野の取り組みと連携し、総合的視点に立つて施策の工夫・改善をはかり、人権尊重のまちづくりをすすめていく必要があります。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
啓発活動の推進	市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通して、同和問題についての正しい理解と認識を深めることができるよう啓発活動を積極的かつ効果的に実施していきます。
学校教育および社会教育の充実	学校教育および社会教育の場において、人権尊重の教育を一層すすめ、人権意識の高揚をはかります。
社会福祉の増進および保健衛生の向上	文化センターにおける各種相談や事業を通し、地域における子育ての支援や児童の福祉の増進および高齢者の福祉の増進をはかるとともに健康保持等の増進につとめます。
中小企業の振興	文化センターにおいて経営相談を実施し、中小企業の経営支援につとめます。
生活環境の改善	生活環境の改善のための事業を実施するとともに、入居者の高齢化の進行などに対応するため、既設市営住宅の住戸内設備の改善をすすめます。
同和問題解決に向けての協力・支援	市民・企業等が行う研修への協力・支援を行うなど、これまでの事業の成果や実績を損ねることのないよう、地域の状況や事業の必要性を十分に考慮し、引き続き関係機関との連携をはかります。

■ “差別につながる身元調査（聞き合わせ）”

平成 22 年度に本市が実施した「同和問題についての市民意識調査」において、性別で昇進に差をつけたり、家柄で結婚に反対したりすること、また、雇用や結婚にあたって身元調査を行うことが差別だと思ふかをたずねたところ、「性別で昇任に差をつける」、「家柄で結婚に反対する」ことは差別だと思ふと答えた人が多かった一方で、プライバシーの侵害であり人権侵害につながるおそれが極めて強い「雇用時の身元調査」、「結婚時の身元調査」は差別ではないと考えている人が依然として多くいました。



身元調査をすることを“差別ではない”と回答した人が雇用の時で**35.4%**、結婚の時で**38.6%**います。

6 外国人

－ 外国人市民が日本人市民と共に暮らしやすいまちをめざして －

(1) 現状と課題

わが国における平成 24 年末現在の外国人人口は約 203 万人で、平成 13 年末の約 178 万人から大幅に増加しており、国籍では特に中国の増加が目立っています。

人、物、情報、資本の国際的な交流が活発化する中、外国人と交流する機会が増えるとともに、日本で定住する外国人も近年増加しており、わが国においては、言語、宗教、習慣などの違いによる生活上の困難や情報不足による行政サービスの享受の困難、医療や教育などの社会システム上の課題が発生しています。また、地域社会における外国人住民と日本人住民との軋轢から生じる居住や雇用における差別の問題、さらには、在日韓国・朝鮮人に対する無理解や差別、外国にルーツを有する子どもたちのアイデンティティの問題などもあります。

平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人市民も日本人市民と同じ住民基本台帳に登録されるようになった今、同じ住民として、国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推し進める必要性が増しています。

本市においては、昭和 62 年に、生活、文化、経済など各方面にわたる国際化施策の円滑な推進をはかるため、庁内連絡調整会議「名古屋市国際化推進会議」を発足させ、全庁的な国際化施策の協議・調整・情報収集などをすすめています。

また、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生社会の実現をめざして、平成 24 年に「多文化共生推進プラン」を策定するとともに、平成 25 年には「多文化共生推進プラン実施計画」を策定し、多文化共生プランに示した施策方針を具体的施策に反映し、各施策の進行管理および評価を行って、多文化共生の着実な推進をはかっています。

市内の外国人人口は、平成 14 年の「なごや人権施策推進プラン」策定時には約 5 万 1 千人（平成 13 年末時点）でしたが、平成 25 年 7 月現在では、約 6 万 4 千人となり、この期間で約 1 万 3 千人増加しました。

国籍別では、平成 13 年末に約 5 割を占めていた韓国又は朝鮮の人々にかわって中国の人々が最も多くを占めることとなり、双方で外国人人口の 6 割以上となっています。また、さまざまな国籍の人々の増加に伴い、日本語を日常的に話すことの少ない人々が増加しており、小中学校の就学年齢にあたるこれら外国籍の子どもたちも増加しています。こうした外国人児童・生徒に対する、日本語教育・相談の充実や円滑な就学の促進など教育保障の充実をはかっていくことも重要となってきています。

国際都市として、世界に開かれたまちづくりをすすめ、多文化共生社会の実現をはかるためには、NPO やボランティアなどとのパートナーシップにより、日本人のみならず外国人であっても必要な

情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめるとともに、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが求められています。

また、外国人への差別の解消に向け、市民への啓発活動をすすめるとともに、差別や偏見をなくし人権尊重についての理解を深めるために、学校教育や社会教育などの場において人権教育をすすめます。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
コミュニケーション支援	日本語によるコミュニケーションが困難なことにより、必要な情報や行政サービスを受けられないことがないよう、情報の多言語化や日本語の学習支援に努めます。また、災害時に備え、日頃から外国人市民と日本人市民が助け合い、対処することができる体制づくりを目指します。
生活支援	外国人市民が、安心・安全で快適な生活をする事ができるように、地域において生活する上で必要となる基本的な環境を整えるため、生活支援の充実に努めます。 日本の小中学校に在籍する児童生徒に対する日本語学習支援とそれを行うための教員研修を実施します。また、就学に関する案内や調査、事業を行い、外国人児童生徒が学校生活に適應できるよう努めます。
多文化共生の地域社会づくり	外国人市民が、その権利が保障されるとともに、地域社会の構成員として、その役割・義務を果たし、地域を支える担い手となることができるように、外国人市民が地域に溶け込み、社会参画ができるための環境づくりに努めます。

7 さまざまな人権分野

－ さまざまな差別・偏見の解消に向けて －

(1) 現状と課題

ア 自殺者・自死遺族等

全国の年間自殺者数は、平成 10 年から約 3 万人という高い水準で推移し、また、本市においても平成 10 年以降年間 400 人程度の依然として高い状況が続いており、自殺対策が大きな社会問題となっています。

こうした中、平成 18 年には「自殺対策基本法」が施行され、国や地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺予防の推進や自殺の防止、自殺者の親族等に対する支援の充実をはかるなど、総合的な対策をすすめることとされています。

本市においてもこの法律の趣旨に基づき、平成 19 年に、自殺対策の総合的かつ円滑な推進を目的とする「名古屋市自殺対策推進本部」を設置するとともに、関係機関や民間団体等との協議を行う「名古屋市自殺対策連絡協議会」を設置して施策の推進につとめてきました。

自殺は、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、その多くが追い込まれた末の死であるといわれています。このため、「自殺は不名誉で恥ずかしいものである」という社会通念が間違ったものであること、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こりうる危機」であって、その場合は誰かに援助を求めることが適切であるということについて理解を促進していく必要があります。

自殺や自殺と深い関係があるとされるうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知を図るとともに、遺族など周りの人に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、遺族等に対する支援を充実するなど、自殺対策を総合的にすすめていくことが重要です。

イ ホームレスの人

近年、景気低迷による企業倒産や失業、非正規雇用労働者等不安定就労者の増加など、就労において厳しい状況が顕在化してきており、生活に困窮する人が増え、道路や公園などで現に野宿生活を送っていたり、ホームレスになることを余儀なくされるおそれがあるなど、仕事と住居を失い生活困窮に陥るリスクの高まりが大きな社会問題になってきています。

平成 24 年に国が実施したホームレス生活実態調査によれば、ホームレスの人たちは、健康を害していたり、日々の生活に困窮したりしているほか、平成 19 年に実施した前回調査に比べて、通行人や近隣住民からの被害を訴える回答については減少したものの、依然として一定数が認められます。また、高齢化した状態のまま推移しているほか、自立意欲がやや低下しているなど、ホームレスから自立への困難性が増しています。

本市では、従来から生活保護制度のほかに、年末年始援護、緊急宿泊援護といった市独自の援護施策を実施してきましたが、この問題には、住宅、就労、福祉、医療などさまざまな解決すべき課題があることから、平成 13 年に「ホームレス援護施策推進本部」を設置して取り組みをすすめて

きました。

平成 16 年には、「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、「就労による自立」と「福祉等による援護」を目標に、自立支援事業や生活保護制度の運用を通じ、ホームレスの人たちの自立と生活の安定をはかるための支援を行ってきました。また、平成 21 年には、「第 2 期実施計画」を策定し、引き続きホームレスの人たちの自立支援等に取り組むとともに、平成 26 年度、「第 3 期実施計画」を策定し支援の推進をはかっていく必要があります。

ホームレスの人の自立支援は、ホームレスの人自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、関係機関や市民活動と連携し、ホームレスの人に対する偏見や差別意識を解消するため市民の人権意識を高めるとともに、住宅、就労、福祉、医療などの面で総合的な取り組みを引き続きすすめていくことが重要です。

ウ HIV感染者・ハンセン病患者等

エイズ患者やHIV感染者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、医療現場における診療拒否、就職拒否や解雇、入居拒否など社会生活のさまざまな場面で人権問題が起きています。

ハンセン病については、平成 8 年に「らい予防法」が廃止され、それまでの強制隔離政策が終結しました。しかしながら、療養所入所者の多くは、これまでの長期にわたる隔離などにより家族や親族、地域社会との関係を絶たれ、高齢により療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

平成 11 年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、国および地方公共団体が講ずる施策は「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする」としています。

また、平成 21 年には、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消をさらに推しすすめるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

感染症に対する正しい理解を促進し、エイズ患者やHIV感染者、ハンセン病患者や元患者等が、病気による偏見や差別を受けないことがない社会づくりが重要です。

エ 犯罪被害者等

犯罪被害者やその家族は、事件そのものに対する精神的負担や経済的・時間的な負担が大きだけでなく、一部のマスメディアによる過剰な取材や報道、プライバシー侵害、名誉棄損、平穏な私生活の侵害など精神的被害（二次的被害）に苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者やその家族の権利利益の保護をはかるために、平成 17 年に「犯罪被害者等基本法」が施行されたほか、刑事訴訟法、検察審査会法、少年法の改正などにより、関連法の整備や司法手続きにおける改善がはかられていますが、制度面での整備だけではなく、犯罪被害者等に対する無責任なうわさや中傷、興味本位での報道などが生ずることのないよう、周囲の人々の理解と社会的な対応が必要となっています。

オ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、依然として人々の意識の中に根強い偏見があり、就職に際しての差別や住居の確保の問題など、社会復帰をめざす上で厳しい状況があります。刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

カ 婚外子

婚外子については、平成 16 年に、「児童の権利に関する条約」に基づき国連の子どもの権利委員会から婚外子差別を是正するよう勧告を受けました。この勧告は、民法の法定相続分の規定や戸籍記載について是正を行うよう求めています。平成 21 年には国連の女子差別撤廃委員会からも、婚外子に対する差別撤廃が勧告されました。平成 25 年 9 月には最高裁判所により民法の法定相続分の規定が法令違憲との判断が示されており、今後、関連法の整備などをすすめていく必要があるとともに、偏見や差別を受けないよう理解を深めていくことが大切です。

キ 性同一性障害等の性的少数者

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性同一性障害を有する人々については、平成 16 年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合において、戸籍上の性別記載の変更が認められています。

また、世界保健機関（WHO）では、平成 4 年に「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」との見解を示していますが、社会の中には異性愛（性的指向の対象が異性）が「普通」という意識が根強く、同性愛、両性愛等は偏見や差別の対象とされることがあります。また、染色体や外見上の身体が男女のいずれにも典型的ではない性分化疾患と呼ばれる疾病により、出生時の性別判定とは異なる特徴が成長に伴って現れ、本人や親が大きな悩みを抱えることがあります。

性同一性障害や性的指向、性分化疾患などを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めていくことが大切です。

ク アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。

平成 9 年には、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現などを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行されました。また、平成 20 年には衆参両議院の本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。

アイヌの人々に対する理解と認識を深め、その文化を維持し、尊厳を尊重することが重要です。

ケ 北朝鮮拉致被害者等

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）当局は、平成 14 年の日朝首脳会談において拉致を認め、同年、5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ解決に至っていません。

平成 18 年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務として拉致問題等に関する啓発に努めることとなり、また、12 月 10 日から 16 日までが「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

拉致問題等の解決には、国民および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めていくことが大切です。

コ 人権にかかわるさまざまな問題

◆ プライバシーの保護

プライバシーの問題については、情報化社会の進展にともない、本人の意思とは無関係に個人情報的大量に収集・蓄積・利用され、流出するという状況があります。また、戸籍や住民票の不正取得による人権侵害も起きています。

こうした状況を受けて、平成 15 年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、これに伴い本市では平成 8 年に施行した「名古屋市個人情報保護条例」を平成 17 年に全部改正したほか、平成 16 年に「名古屋市情報あんしん条例」を施行して個人情報の保護につとめています。

個人情報はプライバシーそのものであり、漏えい等は人権侵害に直接かかわります。一人ひとりが個人情報の重要性を認識し、個人のプライバシーについての認識を深めることが大切です。

◆ インターネットによる人権侵害

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトへのひぼう中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となっています。

平成 14 年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」により、被害者はプロバイダ等に対して、人権侵害情報の発信者の情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになりました。

一人ひとりがインターネットの適正な利用に心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

◆ 公正な採用選考

「職業選択の自由」は基本的人権としてすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。しかしながら、今なお応募者本人の適性と能力に基づかない不合理な基準によって採用選考がなされているという問題が起きています。就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであり、求人募集・採用選考にあたっては、求職者等の個人情報を適正に管理するとともに、公正採用選考人権啓発推進員制度によりそれぞれの事業所において公正採用選考の推進をはかるなど差別のない採用選考が行われることが必要です。

こうしたさまざまな人権問題は、市民一人ひとりの身近なところで生まれています。今後、新たに起こりうる人権問題に対しては、それぞれの問題の性質や状況に応じ、人権尊重の理念に照らして的確に対応することが重要です。

(2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
自殺対策の充実	自殺対策基本法に基づき、自殺や精神疾患に対する正しい知識の啓発や相談窓口の周知などを実施することにより、自殺の防止を図るとともに、遺族等に対する支援を充実します。
ホームレス自立支援施策の推進	ホームレスの人の自立を支援するため、ホームレス援護施策推進本部を中心に関係機関や市民活動との連携をはかりながら、総合的な援護施策をすすめます。
感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	H I V感染者等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発を実施するとともに、感染症の発生予防のための情報提供や医療相談体制を充実させていきます。 また、ハンセン病に対する誤解や偏見、差別をなくし、正しい知識の普及のための人権教育・啓発活動や支援体制を充実します。
犯罪被害者等への支援	関係機関や団体等と連携し、支援施策の案内・情報提供、一時避難宿泊施設の提供など、犯罪被害者等を支援します。
プライバシーの保護とインターネットの適正な利用	インターネットによるひぼう中傷や差別を助長する表現などに関し、国や愛知県などの関係機関との連携・協力により解決に向けて取り組むとともに、プライバシーの保護やインターネットの適正な利用に向けた啓発を実施します。
公正な採用選考	愛知労働局、愛知県などと連携を図りながら、公正な採用選考について啓発を実施します。
難病患者への地域生活支援	日常生活を営むのに支障のある難病患者に対する地域生活の支援を実施します。

■ 「CSR」と「人権」

企業が社会の一員として果たすべき責任をCSR（Corporate Social Responsibility）といいます。

CSRには、法令の遵守はもとより、従業員の公正な採用や公平な人事評価のほか、セクシュアル・ハラスメントの防止の徹底などの安心して働くことができる職場づくりや、顧客情報など個人情報を保護するための体制づくり、環境への配慮や社会貢献活動なども含まれます。

また、CSRの取り組みにより職場で働く人々や消費者、取引先、地域住民などの人権を尊重することで、従業員の働く意欲が高まったり、よりよい商品・サービスの提供につながりるといわれており、その結果、市場の拡大にもつながっていくことにもなります。

一人ひとりの人権が尊重された社会を実現するため、企業をはじめとするさまざまな組織においても、人権に配慮した活動が一層重要となっています。

